

旅館業法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

令和2年3月27日

岩手県知事 達 増 拓 也

岩手県条例第11号

旅館業法施行条例の一部を改正する条例

旅館業法施行条例（昭和45年岩手県条例第43号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p>(営業者の講ずべき衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定による営業者の講ずべき衛生措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 清潔 旅館業の施設及びその周辺は、常に清潔にしておき、防そ及び防虫に努めるほか、次の基準によること。</p> <p>ア 浴室</p> <p>(ア)～(ク) [略]</p> <p>(ケ) 浴槽に直接に注入する温水（摂氏60度以上の温水及び循環ろ過方式により還流される温水を除く。）を貯湯槽に滞留させないようにすること。</p> <p>(コ) [略]</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(6) [略]</p>	<p>(営業者の講ずべき衛生措置の基準)</p> <p>第4条 法第4条第2項の規定による営業者の講ずべき衛生措置の基準は、次のとおりとする。</p> <p>(1)～(4) [略]</p> <p>(5) 清潔 旅館業の施設及びその周辺は、常に清潔にしておき、防そ及び防虫に努めるほか、次の基準によること。</p> <p>ア 浴室</p> <p>(ア)～(ク) [略]</p> <p>(ケ) 浴槽に直接に注入する温水（摂氏60度以上の温水及び循環ろ過方式により還流される温水を除く。）を貯湯槽に滞留させないようにすること。<u>ただし、これにより難しい場合は、消毒等の方法により貯湯槽の温水を(イ)の基準に適合させるようにすること。</u></p> <p>(コ) [略]</p> <p>イ～エ [略]</p> <p>(6) [略]</p>
<p>備考 改正部分は、下線の部分である。</p>	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。